

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年8月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500127 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500024 号

第 1 結論

昭和 58 年*月から昭和 60 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年*月から昭和 60 年 12 月まで

私が 20 歳になった昭和 58 年*月頃、母親に言われて、国民年金の加入手続を A 社会保険事務所（当時）において自ら行い、郵送されてきた納付書により、毎月 2 万円前後の国民年金保険料を同事務所に行って納付していた。

請求期間の記録が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 58 年*月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を毎月納付した旨主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」（現在は、基礎年金番号に統合済み。）の前後に国民年金番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日から、請求者について、昭和 63 年 1 月又は同年 2 月頃に国民年金の加入手続が行われたと推認でき、請求者が主張する加入手続時期と一致しない上、当該加入手続時期までは、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料の納付書は発行されず、請求期間当時において請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記加入手続が行われた時点において、請求期間の一部の期間の国民年金保険料は過年度分として遡って納付することは可能であるものの、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付したことはない旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を A 社会保険事務所で納付した旨主張しているところ、請求期間当時、社会保険事務所で取り扱うことができた国民年金保険料は過年度分のみであり、現年度分は納付することはできないことから、請求者の主張は当時の取り扱いと一致しない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間当時に請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者が請求期間当時居住していたB市を管轄する社会保険事務所が、昭和58年*月から昭和59年*月までの期間に同市に払い出した国民年金番号及び被保険者氏名を記録した「国民年金手帳記号番号払出簿」により目視確認を行ったが、請求者の氏名を確認することができない。

さらに、B市は、請求期間当時の国民年金被保険者に係る資料は保存期限経過のため保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401452 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500043 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 1 月 10 日から昭和 62 年 2 月 1 日まで

A 社の派遣社員として、派遣先である B 社で働いていた請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間については、A 社で厚生年金保険に加入していたと記憶している。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間において、同社で厚生年金保険の被保険者記録を有する者のうち住所が判明した複数の従業員に照会したところ、請求者が同社の派遣社員として派遣先事業所において働いていた旨の回答を得られたことから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、A 社の事業主は、保存期間経過により当該期間当時の資料は保有していないため請求者の同社に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができず不明と回答している上、請求者の同社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、請求者は、A 社に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に、請求者の氏名はなく、当該期間に被保険者資格を取得した被保険者の整理番号に欠番はない。

加えて、請求期間当時、A 社から請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されたと

仮定した場合、請求期間において複数回にわたり標準報酬月額に係る届出等を提出する必要があることとなるが、そのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出について記録していないとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。